

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第十一条関係）

改 正 案

附 則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）	
第三条（第一項及び第二項略）	
3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。	
各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年七千円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき七千四百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万二千二百円に一発明につき一万二千二百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万二千四百円に一発明につき二万二千四百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年四万四千八百円に一発明につき四万四千八百円を加えた額

現 行

附 則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）	
第三条（第一項及び第二項略）	
3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。	
各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年七千円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき七千四百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万二千二百円に一発明につき一万二千二百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万二千四百円に一発明につき二万二千四百円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年四万四千八百円に一発明につき四万四千八百円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年八万九千六百円に一発明につき八万九千六百円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年十七万九千二百円に一発明につき十七万九千二百円を加えた額

(第四項略)

(第四項略)

第十九年から 第二十年まで	毎年三十五万八千四百円に一発明につき三 十五万八千四百円を加えた額
第二十二年から 第二十五年まで	毎年七十一万六千八百円に一発明につき七 十一万六千八百円を加えた額

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）（附則第十三条関係）

		改 正 案	現 行
第三十九条	次に掲げる事項を目的	<p>第三十七条第一項の審判が</p>	<p>第三十九条</p> <p>次に掲げる事項を目的</p> <p>第三十七条第一項の審判が</p>
第三十七条第一項	<p>二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。</p>	<p>二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき</p> <p>二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第四十条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。</p>	<p>第三十七条第一項</p> <p>二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。</p> <p>二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第四十条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。</p>
		<p>附 則</p> <p>（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条（第一項略）</p> <p>2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号。以下「平成十年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは図面の訂正及び平成十年改正法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>附 則</p> <p>（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条（第一項略）</p> <p>2 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

<p>第一項</p>	<p>とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。</p>	<p>第四十条第一項</p>	<p>願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。</p>	<p>第四十条第二項</p>	<p>2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。</p>
<p>特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p>	<p>特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p>	<p>審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならぬ。</p>	<p>審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならぬ。</p>	<p>2 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付し</p>	<p>2 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付し</p>
<p>第一項</p>	<p>とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。</p>	<p>第四十条第一項</p>	<p>願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。</p>	<p>第四十条第二項</p>	<p>2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。</p>
<p>特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p>	<p>特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p>	<p>審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならぬ。</p>	<p>審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならぬ。</p>	<p>2 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付し</p>	<p>2 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付し</p>

<p>第四十一条</p>	
<p>第三百三十条から第七十条まで</p>	<p>た明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなればならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実用新案登録請求の範囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明りようでない記載の釈明 <p>3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなればならない。</p> <p>4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。</p> <p>5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百一十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第六十四条第一項の規定は、第二項の場合に準用する。</p>
<p>第四十一条</p>	
<p>第三百三十条から第七十条まで</p>	<p>た明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなればならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実用新案登録請求の範囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明りようでない記載の釈明 <p>3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなればならない。</p> <p>4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。</p> <p>5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百一十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第六十四条第一項の規定は、第二項の場合に準用する。</p>
<p>第三百三十一条から第三百三十三条まで、第三百三十五条から第六十三条まで、第六百</p>	

	<p>第五十五条 第二項</p>	<p>準用する。</p>	<p>条第一項及び第百六十六条から第百七十条まで並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）第一条の規定による改正後の特許法第百三十一</p>
	<p>第五十五条 第二項</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは「、実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第五項において準用する特許法第百六十四條第一項の規定又は実用新案法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定</p>	<p>六十四条第一項及び第百六十六条から第百七十条まで</p>

第五十六条 第一項及び 第二項	三十万円	による審理の再開がされた 場合にあつては、その後更 に同条第一項の規定による 通知があつた後」と、「 審判」とあるのは「審判若 しくは実用新案法第四十条 第二項の訂正」と読み替え るものとする。
第五十六条 第三項	前二項	前項
第五十七条 及び第五十 八条	十万円	百万円
第六十条	五十万円	法人の代表者又は法人若し しくは人の代理人、使用人そ の他の従業者が、その法人 又は人の業務に関し、次の 各号に掲げる規定の違反行 為をしたときは、行為者を 罰するほか、その法人に対 して当該各号で定める罰金 刑を、その人に対して各本 条の罰金刑を科する。
第六十一条	五十万円	法人の代表者又は法人 若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者 が、その法人又は人の 業務に関し、第五十六 条第一項若しくは第二 項、第五十七条又は第 五十八条の違反行為を したときは、行為者を 罰するほか、その法人

第五十六条 第一項及び 第二項	三十万円	による審理の再開がされた 場合にあつては、その後更 に同条第一項の規定による 通知があつた後」と、「 審判」とあるのは「審判若 しくは実用新案法第四十条 第二項の訂正」と読み替え るものとする。
第五十七条 及び第五十 八条	十万円	百万円
第六十条	五十万円	五十万円

別表第五号	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	
別表第九号	審判又は再審を請求する者	又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
別表第五号	登録異議の申立てをする者	一 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑 二 第五十六条第二項、 第五十七条又は第五十八条 各本条の罰金刑
別表第九号	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者	
別表第九号	審判又は再審を請求する者	登録異議の申立てをする者
別表第九号	審判又は再審を請求する者	登録異議の申立てをする者

特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）（附則第九条関係）

改 正 案

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき七千四百円
第四年から 第六年まで	毎年一発明につき一万二千二百円
第七年から 第九年まで	毎年一発明につき二万二千四百円
第十年から 第二十五年まで	毎年一発明につき四万四千八百円

（特許料）
 第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

現 行

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき七千四百円
第四年から 第六年まで	毎年一発明につき一万二千二百円
第七年から 第九年まで	毎年一発明につき二万二千四百円
第十年から 第十二年まで	毎年一発明につき四万四千八百円
第十三年から 第十五年まで	毎年一発明につき八万九千六百円
第十六年から 第十八年まで	毎年一発明につき十七万九千二百円

（特許料）
 第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

(第二項以下略)

(第二項以下略)

第十九年から 第二十年まで	毎年一発明につき三十五万八千四百円
第二十二年から 第二十五年まで	毎年一発明につき七十一万六千八百円

改 正 案

附 則

（商標登録の無効の審判についての経過措置）

第八条 この法律の施行の際に新商標法第四十六条第一項第五号に該当するものとなっている商標登録についての商標登録の無効の審判における新商標法第四十六条の二第一項の適用については、同項中「その商標登録が同項第四号又は第五号に該当するに至つた時」とあるのは、「平成九年四月一日」とする。
（第二項略）

（更新登録の申請に関する規定の準用）

第十四条 新商標法第二十条（存続期間の更新登録）、第二十一条（商標権の回復）及び第二十二条（回復した商標権の効力の制限）の規定は、更新登録の出願に準用する。この場合において、新商標法第二十二条第一号中「指定商品又は指定役務」とあるのは、「指定役務」と読み替えるものとする。

第十五条 （第一項略）

2 新商標法第四十条第二項及び第三項（登録料）、第四十一条第二項及び第三項（登録料の納付期限）、第四十一条の二第二項から第六項まで（登録料の分割納付）、第四十一条の三（利害関係人による登録料の納付）、第四十二条（既納の登録料の返還）並びに第四十三条（割増登録料）並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）第五条の規定による改正後の商標法第四十条第四項から第六項までの規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第二項及び第四十一条の二第二項中「存続期間の更新登録の申請をする者」とあるのは「存続期間の更新登録の申請をする規定の準用」

現 行

附 則

（商標登録の無効の審判についての経過措置）

第八条 この法律の施行の際に新商標法第四十六条第一項第五号に該当するものとなっている商標登録についての商標登録の無効の審判における新商標法第四十六条の二第一項の適用については、同項中「その商標登録が同号に該当するに至つた時」とあるのは、「平成九年四月一日」とする。
（第二項略）

3| 第一項の規定は、防護標章登録に準用する。

（更新登録の申請に関する規定の準用）

第十四条 新商標法第二十条（存続期間の更新登録）、第二十一条（商標権の回復）及び第二十二条（回復した商標権の効力の制限）の規定は、更新登録の出願に準用する。この場合において、新商標法第二十二条第一号中「指定商品又は指定役務」とあるのは、「指定役務」と読み替えるものとする。

第十五条 （第一項略）

2 新商標法第四十条第二項から第四項まで（登録料）、第四十一条第二項及び第三項（登録料の納付期限）、第四十一条の二第二項から第六項まで（登録料の分割納付）、第四十一条の三（利害関係人による登録料の納付）、第四十二条（既納の登録料の返還）並びに第四十三条（割増登録料）の規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第二項及び第四十一条の二第二項中「存続期間の更新登録の申請をする者」とあるのは「存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十一条

続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十一条の二第二項及び第四十三条第二項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と、第四十一条の二第六項中「第一項」とあるのは「第二項」と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と読み替えるものとする。

の二第二項及び第四十三条第二項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と、第四十一条の二第六項中「第一項」とあるのは「第二項」と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と読み替えるものとする。